

滋賀県住民基本台帳法施行条例の改正について

1. 背景

令和元年5月に公布された「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」(デジタル手続法)の施行により、住民基本台帳法等の改正が行われ、国外転出者による個人番号カード・公的個人認証(電子証明書)の利用等を実現するため、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を基盤とした個人認証が可能となる(該当部分の施行日は令和6年5月末までのいずれの日(未確定))。

一方で現在、住民基本台帳ネットワーク(以下「住基ネット」という。)においては、住民基本台帳法別表や滋賀県住民基本台帳法施行条例別表に定める事務において個人の本人確認情報(氏名、住所、性別、生年月日および個人番号)を確認する必要がある場合に、本人確認情報を利用することができるが、国外に転出し住民票が削除された者は、住基ネットに最新の本人確認情報が保存されておらず、その提供を受けることができないこととなる。

今回の法施行に伴い、住基ネットシステムの改修が行われ、住基ネットで戸籍の附票に記載されている情報も利用できるようになる。

現在、滋賀県住民基本台帳法施行条例別表において、住基ネットを利用することができるものとしている県庁内の事務においても、戸籍の附票に記載されている情報を住基ネットで検索できるようにするため、滋賀県住民基本台帳法施行条例を改正し、必要な規定の整備を行う。

<イメージ>

区分	住民基本台帳ネットワークシステム	
	住民票の情報 (本人確認情報)	戸籍の附票の情報 (附票本人確認情報)
住民基本台帳法で定める事務	既に利用可能	令和元年5月のデジタル手続法により利用可能 (令和6年5月末までに施行予定)
滋賀県住民基本台帳法施行条例で定める事務	既に利用可能	今回の条例改正により利用可能 (令和6年5月末までに施行予定)

2. 改正内容の主な概要

- (1) 戸籍の附票に記載されている情報(以下「附票本人確認情報」という。)を利用・提供することに関する県の責務を追加(第2条)
- (2) 県が保存する附票本人確認情報(以下「都道府県知事保存附票本人確認情報」という。)を知事部局で利用することができる事務に関する規定を追加(第3条)
- (3) 都道府県知事保存附票本人確認情報を知事部局以外の執行機関へ提供する事務に関する規定を追加(第4条)
- (4) 知事部局以外の執行機関へ都道府県知事附票本人確認情報を提供する方法について規定を追加(第5条)
- (5) 都道府県知事保存附票本人確認情報の利用および提供の状況の公表に関する規定を追加

3. 施行日

デジタル手続法の該当部分の施行日（未確定：令和元年5月31日から起算して5年を超えない範囲内の政令で定める日）

滋賀県住民基本台帳法施行条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (県の責務)</p> <p>第2条 県は、<u>法第30条の6第1項に規定する本人確認情報</u>（以下「<u>本人確認情報</u>」という。）の利用および提供に関し、<u>本人確認情報の安全確保のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとする。</u></p> <p>(<u>本人確認情報</u>の利用に係る事務)</p> <p>第3条 <u>法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(<u>本人確認情報</u>を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務)</p> <p>第4条 <u>法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関</u>（以下「<u>知事以外の執行機関</u>」という。）および事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(<u>知事以外の執行機関への本人確認情報</u>の提供方法)</p> <p>第5条 <u>知事が行う法第30条の15第2項第2号の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報</u>（以下「<u>都道府県知事保存本人確認情報</u>」という。）の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、<u>知事の使用に係る電子計算機から電気通信回</u></p>	<p>第1条 省略 (県の責務)</p> <p>第2条 県は、<u>法第30条の6第1項に規定する本人確認情報および法第30条の41第1項に規定する附票本人確認情報</u>（以下「<u>本人確認情報等</u>」という。）の利用および提供に関し、<u>本人確認情報等の安全確保のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとする。</u></p> <p>(<u>本人確認情報等</u>の利用に係る事務)</p> <p>第3条 <u>法第30条の15第1項第2号および法第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>(<u>本人確認情報等</u>を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務)</p> <p>第4条 <u>法第30条の15第2項第2号および法第30条の44の6第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関</u>（以下「<u>知事以外の執行機関</u>」という。）および事務は、別表第2のとおりとする。</p> <p>(<u>知事以外の執行機関への本人確認情報等</u>の提供方法)</p> <p>第5条 <u>知事が行う法第30条の15第2項第2号および法第30条の44の6第2項第2号の規定による法第30条の6第4項に規定する都道府県知事保存本人確認情報および法第30条の41第4項に規定する都道府県知事保存附票本人確認情報</u>（以下「<u>都道府県知事保存本人確認情報等</u>」</p>

線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。ただし、法第7条第8号の2に掲げる個人番号については、当該執行機関が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項または第2項の規定により個人番号を利用できる場合に限り、提供するものとする。

（利用および提供の状況の公表）

第6条 知事は、毎年、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

別表第1以下 省略

という。)の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとする。ただし、法第7条第8号の2に掲げる個人番号については、当該執行機関が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第9条第1項または第2項の規定により個人番号を利用できる場合に限り、提供するものとする。

（利用および提供の状況の公表）

第6条 知事は、毎年、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報等の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

別表第1以下 省略

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条 省略 (設置等)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 審議会は、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第1項</u>に規定する本人確認情報の保護に関する審議会とする。</p> <p>3 省略 (担当事務)</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる事務を担当する。</p> <p>(1)から(7)まで 省略</p> <p>(8) 住民基本台帳法の規定により審議会の権限に属させられた事項について調査審議するほか、知事の諮問に応じて、<u>同法第30条の40第1項</u>に規定する本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、およびこれらの事項に関して知事に建議すること。</p> <p>(9)から(10)まで 省略</p> <p>第4条から第22条まで 省略 (庶務)</p> <p>第23条 審議会の庶務は、滋賀県総合企画部において処理する。ただ</p>	<p>第1条 省略 (設置等)</p> <p>第2条 省略</p> <p>2 審議会は、<u>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の40第1項</u>に規定する本人確認情報および同法第30条の44の13に規定する附票本人確認情報の保護に関する審議会とする。</p> <p>3 省略 (担当事務)</p> <p>第3条 審議会は、次に掲げる事務を担当する。</p> <p>(1)から(7)まで 省略</p> <p>(8) 住民基本台帳法の規定により審議会の権限に属させられた事項について調査審議するほか、知事の諮問に応じて、<u>同法第30条の40第1項</u>に規定する本人確認情報および同法第30条の44の13に規定する附票本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、およびこれらの事項に関して知事に建議すること。</p> <p>(9)から(10)まで 省略</p> <p>第4条から第22条まで 省略 (庶務)</p> <p>第23条 審議会の庶務は、滋賀県総合企画部において処理する。ただ</p>

し、第3条第6号に掲げる事務に関する庶務は、滋賀県総務部において処理する。

し、第3条第8号に掲げる事務に関する庶務は、滋賀県総務部において処理する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例をここに公布する。

滋賀県住民基本台帳法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
(一部改正〔平成17年条例48号〕)

(県の責務)

第2条 県は、法第30条の6第1項に規定する本人確認情報(以下「本人確認情報」という。)の利用および提供に関し、本人確認情報の安全確保のために必要な対策を策定し、およびこれを実施するものとする。

(追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成27年条例49号〕)

(本人確認情報の利用に係る事務)

第3条 法第30条の15第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第1のとおりとする。

(追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成27年条例49号・64号〕)

(本人確認情報を提供する知事以外の執行機関および提供に係る事務)

第4条 法第30条の15第2項第2号に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関(以下「知事以外の執行機関」という。)および事務は、別表第2のとおりとする。

(追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成27年条例49号・64号〕)

(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)

第5条 知事が行う法第30条の15第2項第2号の規定による法第30条の8に規定する都道府県知事保存本人確認情報(以下「都道府県知事保存本人確認情報」という。)の知事以外の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて知事以外の執行機関の使用に係る電子計算機に都道府県知事保存本人確認情報を送信する方法により行うものとする。ただし、法第7条第8号の2に掲げる個人番号については、当該執行機関が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第9条第1項または第2項の規定により個人番号を利用できる場合に限り、提供するものとする。

(追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成27年条例49号・64号〕)

(利用および提供の状況の公表)

第6条 知事は、毎年、知事が行う都道府県知事保存本人確認情報の利用および提供の状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成27年条例49号・64号〕)

付 則

この条例は、平成14年8月5日から施行する。

付 則(平成16年条例第44号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成17年条例第48号)

1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から11月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成18年規則第5号で平成18年6月1日から施行)

2 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年滋賀県条例第31号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(平成18年条例第60号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成27年条例第8号)

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

付 則(平成27年条例第49号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。(後略)

付 則(平成27年条例第64号)

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

付 則(平成29年条例第23号抄)

1 この条例は、公布の日から施行する。

付 則(平成31年条例第5号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(平成31年条例第25号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和2年条例第48号)

この条例は、令和2年12月1日から施行する。

付 則(令和5年条例第15号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成18年条例60号・27年8号・64号・31年25号・令和2年48号・5年15号〕)

1 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和25年法律第127号)による同法第4条第1項の登録、同法第13条の届出もしくは交付または同法第16条の2第1項もしくは第3項、第22条もしくは第23条の届出に関する事務であって規則で定めるもの

2 採石法(昭和25年法律第291号)による同法第32条の登録または同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

- 3 自然公園法(昭和32年法律第161号)による同法第13条第3項の許可(同項第1号に掲げる行為に係るものに限る。)に関する事務であって規則で定めるもの
- 4 砂利採取法(昭和43年法律第74号)による同法第3条の登録または同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 5 介護保険法(平成9年法律第123号)による同法第69条の2第1項の介護支援専門員実務研修受講試験の実施に関する事務であって規則で定めるもの
- 6 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)による同法第41条の狩猟免許試験の実施または同法第46条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 7 滋賀県職員退職料および扶助料支給条例(大正12年滋賀県令第29号)による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 8 公立学校に勤務する学校職員の退職年金および退職一時金支給条例(昭和26年滋賀県条例第59号)による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 9 滋賀県立自然公園条例(昭和40年滋賀県条例第30号)による同条例第16条第3項の許可(同項第1号に掲げる行為に係るものに限る。)に関する事務であって規則で定めるもの
- 10 滋賀県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年滋賀県条例第43号)による公務上の災害もしくは通勤による災害に対する補償または福祉事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの
- 11 滋賀県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年滋賀県条例第18号)による同条例第5条第1項の承認、同条例第16条第1項の脱退一時金の支給、同条例第20条第3項第2号もしくは第4項の届出または同条例第5項の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- 12 滋賀県屋外広告物条例(昭和49年滋賀県条例第51号)による同条例第23条第1項もしくは第3項の登録または同条例第23条の5第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 13 滋賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年滋賀県条例第31号)による同条例第3条第1項もしくは第3項もしくは第7条第1項の登録または同条例第8条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- 14 滋賀県社会福祉士および介護福祉士修学資金貸与条例(平成3年滋賀県条例第17号)による同条例第3条の貸与に関する事務であって規則で定めるもの
- 15 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金(就学支援金法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。)に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 16 私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等(就学支援金法第3条第2項第3号に規定する保護者等をいう。以下同じ。)に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- 17 中小企業の事業活動の活性化等のための中小企業関係法律の一部を改正する法律(平成11年法律第222号)第4条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法(昭和31年法律第115号)第3条第1項第1号に掲げる資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- 18 独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成14年法律第147号)第15条第1項第3号または第4号に規定する資金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
- 19 土地収用法(昭和26年法律第219号)第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業の用に供する土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2(第4条関係)

(追加〔平成17年条例48号〕、一部改正〔平成17年条例48号・27年64号・31年25号〕)

提供を受ける知事以外の執行機関	事務
教育委員会	(1) <u>滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)</u> 第8条第1項の規定による <u>同条例第2条第1項第1号</u> に掲げる高等学校の授業料および <u>同項第3号</u> に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの (2) <u>滋賀県奨学資金貸与条例(平成14年滋賀県条例第26号)</u> による奨学資金の貸与に関する事務であって規則で定めるもの (3) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの (4) 国立または公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの (5) 特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務(特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)によるものを除く。)であって規則で定めるもの
監査委員	<u>地方自治法(昭和22年法律第67号)</u> による <u>同法第242条第1項</u> の監査に関する事務であって規則で定めるもの
公安委員会	<u>道路交通法(昭和35年法律第105号)</u> による <u>同法第74条の3第5項</u> の届出に関する事務であって規則で定めるもの
収用委員会	<u>土地収用法</u> による <u>同法第39条第1項</u> (<u>同法第138条第1項</u> において準用する場合を含む。)もしくは <u>第94条第2項</u> (<u>同法第124条第2項</u> (<u>同法第138条第1項</u> において準用する場合を含む。)または <u>第138条第1項</u> において準用する場合を含む。)の裁決または <u>同法第116条第1項</u> (<u>同法第138条第1項</u> において準用する場合を含む。)の協議の確認に関する事務であって規則で定めるもの

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例をここに公布する。

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 設置および組織(第2条—第13条)
- 第3章 審査請求に係る審議会の調査審議の手續(第14条—第22条)
- 第4章 雑則(第23条—第25条)

付則

第1章 総則
(趣旨)

第1条 この条例は、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会の設置および組織ならびに調査審議の手續等について定めるものとする。

第2章 設置および組織
(設置等)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する審議会とする。

3 審議会は、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第1項に規定する同法の規定によりその権限に属させられた事項(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項に規定する審査請求に係るものに限る。)を処理するための機関とする。

(一部改正〔令和5年条例6号〕)

(担当事務)

第3条 審議会は、次に掲げる事務を担当する。

- (1) 滋賀県公文書等の管理に関する条例(平成31年滋賀県条例第4号。以下「公文書管理条例」という。)第8条第3項、第11条第3項および第24条第2項の規定により知事に意見を述べること。
- (2) 公文書管理条例第26条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。
- (3) 滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「情報公開条例」という。)第22条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。
- (4) 個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。
- (5) 滋賀県議会の保有する個人情報の保護に関する条例(令和5年滋賀県条例第1号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第45条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議すること。
- (6) 議会個人情報保護条例第50条の規定による諮問に応じて当該諮問に係る事項について調査審議すること。
- (7) 滋賀県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和5年滋賀県条例第4号。以下「個人情報保護法施行条例」という。)第6条の規定による諮問に応じて当該諮問に係る事項について調査審議すること。
- (8) 住民基本台帳法の規定により審議会の権限に属させられた事項について調査審議するほか、知事の諮問に応じて、同法第30条の40第1項に規定する本人確認情報の保護に関する事項について調査審議し、およびこれらの事項に関して知事に建議すること。
- (9) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項の規定による意見の聴取に係る事項について調査審議すること。
- (10) 公文書の管理、情報公開および個人情報の保護に関する制度の運営および改善について、知事ならびに公文書管理条例第2条第1項に規定する実施機関、情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関、議会個人情報保護条例第1条に規定する議会および個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関に意見を述べること。

(一部改正〔令和5年条例6号〕)

(組織)

第4条 審議会は、委員14人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。

(任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長)

第6条 審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(秘密保持義務)

第8条 委員および専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第9条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第10条 審議会は、必要があると認めるときは、会議の議事に関係のある者の出席を求めて、その意見を聴き、または関係資料等の提出を求めることができる。

(部会)

第11条 審議会に、次の表の左欄に掲げる部会を置き、これらの部会が担任する事務は、審議会が担任する事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	担任する事務
公文書等管理部会	第3条第1号に掲げる事務
審査部会	第3条第2号から第5号までに掲げる事務
個人情報保護部会	第3条第6号から第9号までに掲げる事務

2 前項の表の左欄に掲げる部会に属すべき委員および専門委員は、知事が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、会長が指名する者をもって充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第9条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(一部改正〔令和5年条例6号〕)

(合議体)

第12条 審査部会は、審査部会に属する委員のうちから、部会長が指名する者3人以上をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

2 前項の規定にかかわらず、審査部会が定める場合においては、審査部会に属する委員の全員をもって構成する合議体で、審査請求に係る事件について調査審議する。

第13条 前条第1項および第2項の各合議体に長を1人置き、これらの合議体のうち、部会長が構成に加わるものにあつては部会長が長となり、その他のものにあつては合議体を構成する委員のうちから部会長が指名する者が長となる。

2 前条第1項および第2項の各合議体は、過半数の委員(同条第1項の合議体を構成する委員の数が3人である場合には、当該合議体を構成する全ての委員)の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 前条第1項および第2項の各合議体の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、当該合議体の長の決するところによる。

4 審査請求に係る事件につき特別の利害関係を有する委員は、部会の決議があつたときは、当該事件に係る議決に参加することができない。

第3章 審査請求に係る審議会の調査審議の手續

(定義)

第14条 この章において「諮問実施機関」とは、公文書管理条例第26条第1項の規定により審議会に諮問をした知事、情報公開条例第22条第1項の規定により審議会に諮問をした情報公開条例第2条第1項に規定する実施機関および議会個人情報保護条例第45条第1項の規定により審議会に諮問をした議会をいう。

2 この章において「対象公文書等」とは、公文書管理条例第17条第1項に規定する利用決定等に係る特定歴史公文書等(公文書管理条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。)、情報公開条例第11条第1項に規定する公開決定等に係る公文書(情報公開条例第2条第2項に規定する公文書をいう。)および議会個人情報保護条例第20条第4号、第35条第1項または第42条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報(議会個人情報保護条例第2条第3項に規定する保有個人情報をいう。)をいう。

(一部改正〔令和5年条例6号〕)

(審議会の調査権限)

第15条 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された対象公文書等の公開または開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあつたときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、対象公文書等に記録され、または含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。次条および第21条において同じ。)または諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第16条 審議会は、審査請求人等から申立てがあつたときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合においては、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人とともに出頭することができる。

(意見書等の提出)

第17条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(委員による調査手續)

第18条 審議会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第15条第1項の規定により提示された対象公文書等を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、または第16条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第19条 審議会は、第15条第3項もしくは第4項または第17条の規定による意見書または資料の提出があつたときは、当該意見書または資料の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、

電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項および次項において同じ。)にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書または資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

- 2 審査請求人等は、審議会に対し、審議会に提出された意見書または資料の閲覧(電磁的記録にあつては、記録された事項を審議会が定める方法により表示したものの閲覧)を求めることができる。この場合において、審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときでなければ、その閲覧を拒むことができない。
- 3 審議会は、第1項の規定による送付をし、または前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付または閲覧に係る意見書または資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 4 審議会は、第2項の規定による閲覧について、日時および場所を指定することができる。

(調査審議手続の非公開)

第20条 審議会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

(答申書の送付等)

第21条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(個人情報保護法に係る審査請求の調査審議の手続)

第22条 第14条、第15条(第4項を除く。)、第18条、第19条第1項および第3項ならびに第20条の規定は、審議会が個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議する場合について準用する。この場合において、第14条第1項中「および」とあるのは「、個人情報保護法第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定により審議会に諮問をした個人情報保護法施行条例第2条第1項に規定する実施機関および」と、同条第2項中「および」とあるのは「、個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項または第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等または利用停止決定等に係る保有個人情報(個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)および」と、第18条中「第15条第1項」とあるのは「第22条において準用する第15条第1項」と、「閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、または第16条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせる」とあるのは「閲覧させる」と、第19条第1項中「第15条第3項もしくは第4項または第17条の規定による意見書」とあるのは「第22条において準用する第15条第3項、個人情報保護法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条または同項において準用する同法第76条の規定による主張書面」と、「当該意見書」とあるのは「当該主張書面」と、「この項および次項」とあるのは「この項」と、同条第3項中「送付をし、または前項の規定による閲覧をさせよう」とあるのは「送付をしよう」と、「または閲覧に係る意見書」とあるのは「に係る主張書面」と読み替えるものとする。

(追加〔令和5年条例6号〕)

第4章 雑則

(庶務)

第23条 審議会の庶務は、滋賀県総合企画部において処理する。ただし、第3条第6号に掲げる事務に関する庶務は、滋賀県総務部において処理する。

(一部改正〔令和5年条例6号〕)

(雑則)

第24条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔令和5年条例6号〕)

(罰則)

第25条 第8条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

(一部改正〔令和5年条例6号〕)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(滋賀県情報公開条例の一部改正)

2 滋賀県情報公開条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県個人情報保護条例の一部改正)

3 滋賀県個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(滋賀県情報公開条例および滋賀県個人情報保護条例の一部改正に伴う経過措置)

4 この条例の施行前に付則第2項の規定による改正前の情報公開条例第22条第1項の規定により設置されている滋賀県情報公開審査会(以下「旧情報公開審査会」という。)または前項の規定による改正前の個人情報保護条例第48条第1項の規定により設置されている滋賀県個人情報保護審議会(以下「旧個人情報保護審議会」という。)にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、審議会にされた諮問とみなし、当該諮問について旧情報公開審査会または旧個人情報保護審議会がした調査審議の手続は、審議会がした調査審議の手続とみなす。

5 旧情報公開審査会または旧個人情報保護審議会の委員であつた者に係るその職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、付則第2項および第3項の規定の施行後も、なお従前の例による。

6 付則第2項および第3項の規定の施行前にした行為ならびに前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

7 滋賀県住民基本台帳法施行条例(平成14年滋賀県条例第15号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

付 則(令和5年条例第6号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 9 この条例の施行前に旧条例第45条第1項の規定により滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会にされた諮問で、この条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものに係る調査審議の手続については、なお従前の例による。
- 10 第4項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例第45条第1項の規定による諮問に応じて審査請求について調査審議する場合における滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会設置条例の規定の適用については、なお従前の例による。

(案)

滋 個 審 第 号
令和5年(2023年)12月4日

滋賀県知事 三日月 大造 様

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会
会長 佐々木 健

滋賀県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例案について(答申)

令和5年12月4日付け滋市振第1221号で諮問のありました標記の件について、当審議会部会は
適当であると認めます。

県におかれましては、一層の住民サービスの向上や事務の効率化に努めていただくとともに、本
人確認情報および附票本人確認情報の保護に最大限の注意を払い、セキュリティ対策をはじめ、制
度の適正な管理運用について引き続き積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。